

## 高額医療・高額介護合算療養費の誤支給について

高額医療・高額介護合算療養費の算定において、介護保険分の「年間高額介護サービス費」の控除漏れがあり、一部の市民の方に誤支給があったことが判明しました。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 概要

高額医療・高額介護合算療養費とは、医療保険分と介護保険分の両方に自己負担がある世帯で、1年間（8月から翌年7月）に支払った負担額の合算額が自己負担限度額を超える場合、申請に基づき限度額を超えた額を支給するものです。医療保険分（高額介護合算療養費）を宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が支給し、その後介護保険分（高額医療合算介護サービス費）を市から支給します。

通常、高額医療・高額介護合算療養費を算定する際、「高額療養費」及び「高額介護サービス費」を控除した自己負担額が利用されますが、令和元年及び2年に支給した高額医療・高額介護合算療養費については、一部控除処理していない自己負担額で算定したため、過大に支給したものです。

### 2 誤支給の内容

#### ① 対象年

平成29年（令和元年5月29日支給）・平成30年（令和2年5月28日支給）

#### ② 世帯数・対象人数：25世帯 49人

#### ③ 誤支給額（返還金額）：1,677,494円

※内訳：高額医療合算介護サービス費（介護分） 1,302,592円（介護保険分）

高額介護合算療養費（医療分） 374,902円（医療保険分）

1世帯あたり最大169,716円 最小654円

### 3 原因

平成29年8月から令和2年7月の期間の算定は、1年間の介護保険分の自己負担額から「高額介護サービス費」の控除に加え、3年間の激変緩和措置である「年間高額介護サービス費」を控除した、自己負担額で計算する必要がありました。

しかしながら、「年間高額介護サービス費」を控除していると思い込み、誤ったデータを算定に利用したため、誤支給が生じたものです。

### 4 対象者への対応

対象の25世帯に電話連絡を行い、新型コロナウイルス感染予防に努め、自宅等を訪問して謝罪と返還をお願いしています。また、県外の場合は文書を郵送しています。

一括で納付困難な場合は、分割での納付に真摯に対応します。

## 5 再発防止の取組

このような事態が再び発生することのないよう、年間高額介護サービス費を反映したデータの作成方法の改善と、チェックリストを作成し、細心の注意を払うとともに複数の職員による確認を徹底します。

## 6 その他

公表する時期が3ヵ月後になったのは、3月1日に誤支給判明後、介護データの詳細な見直しを実施した後に、再度広域連合のシステムで5月に再計算を実施しなければ詳細な金額が確定しなかったため、公表するまでに時間を要しました。

## 用語説明

### 1 高額介護サービス費とは

同じ月に受けた介護保険サービス費の自己負担の合計額が、一定の上限を超えた場合に、超えた分を「高額介護サービス費」として市から支給するものです。

### 2 高額療養費とは

後期高齢者医療の一部負担金は、所得状況に応じて定められた限度額を超えた場合は、高額医療費支給の対象となります。限度額には、外来の限度額（個人負担）と自己負担限度額（世帯負担）があります。

### 3 年間高額介護サービス費とは

介護保険制度の一部改正により、平成29年8月1日から高額介護サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の変更が実施され、所得区分「一般（住民税が課税されている世帯で、現役並の所得層に該当しない世帯）」の高額介護サービス費の上限額が「3万7200円から4万4400円」に引き上げられました。

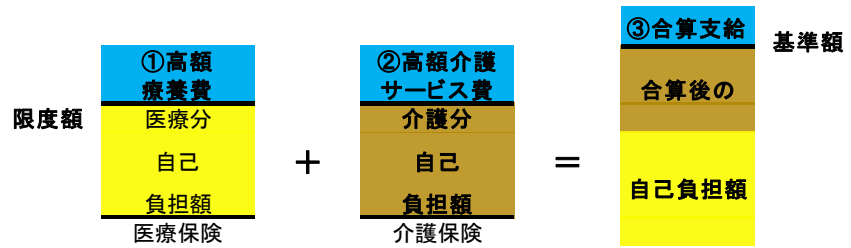
その際、激変緩和措置（平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間）として、「世帯内のすべての被保険者（利用者でない被保険者を含む）が1割負担の世帯」については、年間上限が本来53万2800円（4万4400円×12ヶ月）のところ、44万6400円（3万7200円×12ヶ月）に据え置かれました。

その年間上限を超えた額を「年間高額介護サービス費」として市から支給するものです。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度のイメージ図

### 通常の場合

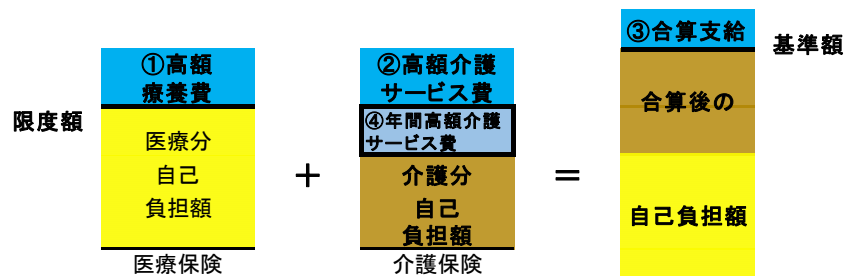
毎年8月から翌年7月までの1年間の合算（介護分は1年間の自己負担額から支給された高額介護サービス費を控除）



限度額を超えた①②に加え、合算後の基準額を超えた③が支給される

### 時限措置期間の場合

平成29年8月から令和2年7月まで（年間高額介護サービス費が支給された対象の方は、介護の自己負担額から控除される）



①②に加え④が支給された方は、介護分の自己負担額から④も控除される。（合算後の自己負担額が少なくなる）  
合算後の自己負担額が、基準額を超えなくなる場合もある。